（２）地方税

| 税目 | 項　　　目 | 条　　項 | 内　　　容 | 創設年度 | 担 当 課  及び  共管・所管省庁  (下線：主管省庁) |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|
| 住民税 | 先物取引に係る雑所得等に係る住民税の課税の特例 | 地法附35の4 | 先物取引に係る差金等決済をした場合は、所得税法の規定にかかわらず、他の所得と区分し、道府県民税２％、市町村民税３％の申告分離課税とし、相互における損益通算を可能とする | H13 | 官.商品取引グループ  共管：金、経 |
| 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の特例 | 地法附35の4の2 | 道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者の前年3年内の各年に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額は、当該納税義務者の先物取引に係る雑所得等の金額の限度として、当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する | H15 | 官.商品取引グループ  共管：金、経 |
| 中小企業者等の試験研究費に係る特例 | 地法附8①～④ | 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者等の試験研究費の税額控除については、措法42の4⑥等による税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いる | S60 | 官.企画グループ  国.知的財産課 技.研究推進課 |
| ※　試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（期限付租税特別措置：国税）と連動。 | 措法10、42の4 |
| 不動産取得税 | 農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により農業振興地域内にある土地を取得した場合の課税標準の特例 | 地法73の14⑩ | 失った土地の固定資産税登録台帳登録価格相当額又は当該土地の価格の1/3相当額を価格から控除した額が課税標準 | S50 | 振.農村計画課 |
| 農地中間管理機構が農地売買等事業の実施により取得した農地等に係る納税義務の免除 | 地法73の27の6① | 農地中間管理機構が農用地区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得し、５年以内（５年以内に土地改良事業が開始され、事業の完了の日が５年を超えるときは、その完了の日から１年以内）に売渡し、交換又は現物出資したときは、納税義務が免除される | S46 | 経.農地政策課 |
| 土地改良区が取得した換地計画において定められた換地に係る納税義務の免除 | 地法73の27の7① | 土地改良区が創設非農用地換地を取得した場合において、当該換地を2年以内に市町村等に譲渡したときは、土地改良区にかかる不動産取得税の納税義務が免除される | S48 | 振.土地改良企画課 |
| 農地中間管理機構が農地利用集積円滑化団体から農用地等を取得した場合の非課税措置 | 地法附10⑥ | 農地中間管理機構が農地利用集積円滑化団体から農地中間管理事業法等改正法（令和元年法律第12号）附則第３条第１項の規定により農用地等を取得した場合は、課税されない。 | H31 | 経.農地政策課 |
| 不動産取得税 | 贈与税納税猶予の適用農地等の取得に係る特例 | 地法附12 | 贈与税の納税猶予の適用者が取得した農地、採草放牧地及び準農地については、その徴収が猶予され、当該贈与者又は受贈者が死亡したときは、納税義務が免除される | S41 | 経.農地政策課 |
| 農地法の規定によって国から土地を売り渡された場合等における非課税措置 | 21年改正地法附4③ | 旧農地法36、61、80②の規定により国から土地を売り渡され、又は売り払われた場合における当該土地の取得は、課税されない | S29 | 経.農地政策課 |
| 固定資産税 | 農業協同組合等が一定の交付金の交付を受けて取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例 | 地法349の3③ | 課税標準について３年度分に限り価格の1/2  （R2.4.1より一定の資金の貸付を受けて取得した共同利用機械等に係る特例について時限化） | S49 | 農.総務課生産  推進室 林.経営課 水.水産経営課  防災漁村課 |
| 外航船舶等に係る課税標準の特例 | 地法349の3④ | 課税標準について外航船舶は価格の1/6、準外航船舶は1/4 | S26 | 水.管理調整課  　 国際課  研究指導課 |
| 内航船舶に係る課税標準の特例 | 地法349の3⑤ | 課税標準は価格の1/2 | S32 | 水.管理調整課  研究指導課 |
| (国研)農業・食品産業技術総合研究機構の業務用資産に係る課税標準の特例 | 地法349の3㉑ | 課税標準について業務の用に供する土地のうち、実験用ほ場部分は価格の1/6、その他の部分は1/3 | S58 | 技.研究調整課 農.技術普及課 |
| 平成29年度以降の勧告遊休農地の価格の特例 | 地法附17の3 | 基準年度の２年度目、３年度目に勧告遊休農地となった農地の課税標準は、固定資産評価基準の勧告遊休農地に係る部分により修正した価格となり、勧告遊休農地でない農地となった勧告遊休農地の課税標準は、類似の農地の課税標準に比準した価格となる | H28 | 経.農地政策課 |
| 勧告遊休農地に対する負担調整措置の不適用 | 地法附17の４ | 地法附17の３により、課税強化が行われた勧告遊休農地については、農地に対する負担調整措置（地法附19、26）の規定は適用しない | H28 | 経.農地政策課 |
| 市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の徴収猶予 | 地法附29の４ | 固定資産税額と都市計画税額との合算額が市街化区域農地の借賃等の額を超える場合において必要があると認めるときは、借賃等の額を超えることとなる金額を限度として、一定の期間徴収を猶予 | S46 | 経.農地政策課  振.農村計画課 |
| 事業所税 | 法人税法に基づく協同組合等の事業用施設に係る資産割及び従業者割の特例 | 地法701の41①一 | 資産割1/2控除、従業者割1/2控除 | S50 | 経.協同組織課  林.経営課  水.水産経営課 （関係課）  官.企画グループ |
| ばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害防止又は資源有効利用施設に係る資産割の特例 | 地法701の41①三 | 資産割3/4控除 | S50 | 官.外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室  畜.畜産振興課 |
| 家畜取引法に基づく家畜市場に係る資産割の特例 | 地法701の41①五 | 資産割3/4控除 | S50 | 畜.食肉鶏卵課 |
| 生鮮食料品の価格安定目的施設に係る資産割の特例  （消費地食肉冷蔵施設） | 地法701の41①六 | 資産割3/4控除 | S50 | 畜.食肉鶏卵課 |
| みそ、しょうゆ、食用酢、酒税法に基づく酒類の製造業者の製造用施設に係る資産割の特例 | 地法701の41①七 | 資産割3/4控除 | S50 | 官.食品製造課 |
| 木材取引市場、製材等の加工業者又は木材の販売業者の事業用木材保管施設に係る資産割の特例 | 地法701の41①八 | 資産割3/4控除 | S50 | 林.木材産業課 |
| 流通業務市街地の整備に関する法律に基づく流通業務地区内に設置されるトラックターミナル、倉庫、上屋、道路貨物運送業用店舗等に係る資産割及び従業者割の特例 | 地法701の41①十七 | 資産割1/2控除、従業者割1/2控除 | S50 | 官.新事業・食品産業政策課 |
| 流通業務市街地の整備に関する法律に基づく流通業務地区内に設置される倉庫業者の事業用倉庫に係る資産割及び従業者割の特例 | 地法701の41①十八 | 資産割3/4控除、従業者割1/2控除 | S50 | 官.新事業・食品産業政策課 |